

狂犬病予防法施行細則

昭和二十六年四月十日  
山口県規則第三十四号

狂犬病予防法施行細則を次のように定める。

狂犬病予防法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号。以下「法」という。)の施行について、狂犬病予防法施行令(昭和二十八年政令第二百三十六号。以下「令」という。)及び狂犬病予防法施行規則(昭和二十五年厚生省令第五十二号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(昭二九規則八一・平一二規則三九・一部改正)

(準用のための届出及び報告)

第二条 法第二条第二項に規定する動物について、狂犬病にかかり又は狂犬病にかかった疑いがあると診断し又は検案した獣医師は、直ちに、その所在地を管轄する保健所長にその旨を届け出なければならない。

2 保健所長は、前項の規定による届出があつたときは、直ちにその発生状況を調査して知事に報告しなければならない。

(平七規則七三・平一二規則三九・一部改正)

第三条から第十二条まで 削除

(平一二規則三九)

(届出の義務)

第十三条 犬にかまれた人又は犬にかまれた人を診断し若しくは検案した医師は、直ちに、その所在地を管轄する保健所長にその旨を届け出なければならない。

(平一二規則三九・一部改正)

(犬等の検診)

第十四条 保健所長は、法第八条第一項又は第二条第一項若しくは前条の規定による届出があつたときは、直ちに、狂犬病予防員(以下「予防員」という。)に法第八条第一項に規定する犬等若しくはその死体、第二条第一項の規定による届出に係る動物又は前条の規定による届出に係る犬を検診させ、その状況を知事に報告しなければならない。

(平一二規則三九・全改)

(予防上の義務)

第十五条 人にかみつ়虞のある犬又は人にかみつ়虞があり予防員が指示した犬は、所有者において口輪をかけ又はこれをけい、留しなければならない。

(処分前の評価)

第十六条 令第五条の規定による評価は、評価人の合議による。

(昭二九規則八一・全改)

(評価人の選定)

第十七条 令第五条の評価人は、予防員のほか、市町の職員又は犬及び令第一条に規定する動物に関し知識のある者の中から選ばなければならない。

(昭二九規則八一・平一二規則三九・平一八規則五三・一部改正)

(補償の申請)

第十八条 法第六条第十項(法第十四条第二項及び法第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による補償を受けようとする者は、補償決定額に基づいて作成した申請書をその所在地を管轄する保健所長を経て知事に提出しなければならない。

(昭二九規則八一・一部改正、平七規則七三・旧第十九条繰上・一部改正)

(費用の額)

第十九条 抑留犬の返還を受けようとする所有者は、法第二十三条第二の第三号の規定による犬の抑留中の飼養管理及び返還に要する費用として次に掲げる額を負担しなければならない。

一 抑留中の飼養管理費 一日一頭につき三百四十円

二 返還に要する費用 実費を基準として知事が別に定める

(昭三九規則二六・全改、昭四三規則一〇・昭四八規則二〇・昭五七規則一二・昭六〇規則一七・平元規則一八・平五規則一〇・一部改正、平七規則七三・旧第二十一条繰上・一部改正)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十五年十一月一日から適用する。

2 第二十一条第一項第一号の規定にかかわらず、昭和二十五年十一月一日からこの規則施行の日までの飼養管理費は、一日一頭につき三十円とする。

付 則(昭和三一年規則第六号)抄

1 この規則は、昭和三十一年二月一日から施行する。

附 則(昭和三九年規則第二六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四〇年規則第五号)

この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則(昭和四二年規則第五三号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の狂犬病予防法施行細則の規定によつてなされた指定その他の処分又は申請その他の手続は、それぞれこの規則による改正後の狂犬病予防法施行細則の相当規定によつてなされたものとみなす。

附 則(昭和四三年規則第一〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四四年規則第二一号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四八年規則第二〇号)

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則(昭和五四年規則第七号)

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則(昭和五七年規則第一二号)抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和五九年規則第四一号)抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則(昭和六〇年規則第一七号)抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(平成元年規則第一八号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成元年四月一日から施行する。

(狂犬病予防法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現に狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第六条第一項又は第十八条第一項の規定により抑留されている犬の当該抑留に係る飼養管理費のうち平成元年三月三十一日までの期間に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成五年規則第一〇号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則(平成七年規則第七三号)

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成八年規則第四八号)

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年規則第四七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年規則第三九号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第五三号)

この規則は、公布の日から施行する。